

第10節 郵政行政の展開

1 郵政行政の推進

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）」が平成24年4月27日に成立、5月8日に公布され、同法によって、これまで郵便のみとされていたユニバーサルサービスが、貯金・保険の基本的なサービスにも拡充され、郵政三事業（郵便、貯金、保険）が郵便局において一体で利用できるような義務付けられるようになるなど、利用者利便の向上につながる改正が行われた。

このように、郵便に加え、貯金・保険の基本的なサービスがユニバーサルサービスとされたことや「規制改革実施計画^{*1}」（平成25年6月14日閣議決定）において、一般信書便事業の参入要件の明確化と特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場の活性化方策について検討することとされたことを踏まえ、総務省は、平成25年10月、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について、情報通信審議会に諮問した。平成26年12月には、郵便・信書便市場の活性化に向け、特定信書便事業（1号役務（大型信書便サービス）及び3号役務（高付加価値サービス））の業務範囲を拡大するとともに、信書便約款の認可手続の簡素化、郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和といった規制緩和措置を講ずることが適当であるとする第2次中間答申を受けた。

この答申を踏まえ、総務省では、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案」をとりまとめ、平成27年3月31日に第189回国会に提出し、同年6月5日に成立した。

一方、郵政民営化法（平成17年法律第97号）により、政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとして規定されている。また、日本郵政株式会社が保有する金融2社（郵便貯金銀行及び郵便保険会社）の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとして規定されている。平成26年12月、日本郵政株式会社は、同社及び金融2社の株式について、平成27年度半ば以降の同時上場を目指すこと等を内容とする株式上場スキームを発表した。こういった状況を踏まえ、総務省としては、郵政事業のユニバーサルサービスを確保しつつ、国民が郵政民営化の成果を実感できるよう、民営化の着実な推進に取り組んでいく。

2 国際分野における郵政行政の推進

1 万国郵便連合（UPU）関係

国連の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）においては、2012年（平成24年）9月～10月にカタール・ドーハで開催された第25回万国郵便大会議において採択された各種の連合の文書（万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定）や4年間の活動戦略（ドーハ郵便戦略）に基づき、国際郵便に関するルールづくり等が進められている。とりわけ、今後期待される電子商取引の拡大に対して連合として包括的に取り組むための総合的なプログラム（ECOMPRO：E-Commerce programme）の推進や、国際小包を利用した爆弾テロへの対策のための電子事前データ（EAD：Electronic Advance Data）の送信に関するルール作りに関する検討などが積極的に進められている。また、日本の提案によりドーハ郵便戦略に盛り込まれた「災害対策の促進」に関し、日本は、UPUの災害対策プロジェクトに対し人的、財政的貢献を行っているほか、日本から東日本大震災での経験、災害危機管理に盛り込むべき要素（郵政事業の業務継続計画・マニュアル等の策定、情報伝達ルートの確立、被災地のニーズに合った迅速な業務支援等）等について発表を行うなど世界各国に向けた情報発信も行っているところである。

*1 規制改革実施計画：<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/130614/item1.pdf>

2 日本型郵便インフラシステムの海外展開

日本の郵便は、正確性・迅速性において高い品質を有しており、総務省においては、政府の「インフラシステム輸出戦略^{*2}」の一環として、郵便事業の近代化・高度化に取り組む新興国・途上国に対し、我が国の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術の提供を通じて、相手国の社会経済の発展や両国間の関係強化等に繋げるよう、日本型郵便インフラシステムの海外展開に取り組むこととしている。この取組に当たっては、郵便業務に関する技術指導などの協力と併せて、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスを相手国に提案することによって、当該ビジネス・サービス分野への参入機会の創出を図り、関連する知見を有する我が国企業の円滑な参入を促すこととしている。

具体的な展開先として、現在、ミャンマー連邦共和国との協力が進んでいる。2013年（平成25年）以降、総務省はミャンマー通信・情報技術省との間で、大臣間の会談をはじめとした、ハイレベルでの協議、また実務レベルでの協議を重ね、2014年（平成26年）4月、郵便分野における協力に関する覚書に署名した。本覚書に基づき、同年5月より、日本から郵便分野に関する専門家を現地に派遣して業務指導を行うなど、具体的な協力プロジェクトを実施し、2015年（平成27年）3月までにヤンゴン、マンダレー、ネーपीドーの主要3都市の郵便の送達率（差し出して10日以内に配達される割合）が87.8%から99.3%に、また、普通郵便と速達書留の平均送達日数がそれぞれ4~5日と2~3日から1.6日と1.1日へと大幅に改善された。こうした取組と並行し、ミャンマーの経済の中心であるヤンゴンの中央郵便局の内部オペレーション改善のため、カウンター等を改装した。2014年（平成26年）11月には、外国の首脳として初めて安倍総理が同局を訪問し、郵便局員を激励した。

また、ベトナムとの間でも、2015年（平成27年）1月、総務省とベトナム情報通信省との間で「郵便分野における協力に関する覚書」に署名し、両国郵便間の協力関係構築支援等について合意した。

これらの取組に加え、2014年（平成26年）7月には、ミャンマーにおいて「日本・ミャンマー郵便分野における新ビジネス・新サービスに関するワークショップ」を開催したほか、2015年（平成27年）1月には、ベトナムにおいて日本企業によるベトナム郵便（VNPost）に対するビジネス提案会を実施し、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスに係る日本企業の参入支援を行った。

3 信書便事業の推進

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）により、民間事業者も行うことが可能となった^{*3}。

信書便法は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、選択の拡大による利用者利便の向上を図ることを目的としている。信書便事業には、一般信書便役務を全国提供する一般信書便事業（図表8-10-3-1）と、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務を提供する特定信書便事業（図表8-10-3-2）^{*4}がある。そのうち、特定信書便事業については、436者（平成27年3月末現在）が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け、配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙やぬいぐるみ等と一緒に配達する電報類似サービス等が提供されている。

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を総合通信局及び沖縄総合通信事務所（全国11箇所）において開催しているほか、事業者団体と連携した講習会も実施している。

また、ここ数年は、信書を差し出す大手企業や地方自治体等に対して、総務省職員が訪問して周知する活動も実施している。

平成27年度は、動画で信書の定義を解説したDVDを上述の説明会や地方自治体等への訪問時において活用し、その動画を総務省動画チャンネルでも配信^{*5}するとともに、信書制度周知用のポスター・チラシを作成・配布するなど、より分かりやすい周知活動を推進していく。

*2 インフラシステム輸出戦略：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai4/kettei.pdf

*3 信書便事業：http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

*4 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）、信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）、その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの（3号役務）。

*5 http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE

図表 8-10-3-1 一般信書便事業

一般信書便事業(基礎的なサービス)：許可制

a：対象サービス：長さ・幅・厚さがそれぞれ 40cm・30cm・3cm 以下であり、重量が 250g 以下の信書を国内において差し出された日から、原則 3 日以内に送達する役務

b：参入の条件：

- ・ 全国提供
- ・ 信書便差出箱の設置義務
- ・ 週 6 日以上の配達
- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力

送達

図表 8-10-3-2 特定信書便事業

特定信書便事業(高付加価値なサービス)：許可制

a. 対象サービス：次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

①1号役務(3辺 90cm 超、重量 4kg 超)

②2号役務(3 時間以内)

③3号役務(料金 1,000 円超)

b. 参入の条件

- ・ 秘密の保護
- ・ 適切な事業計画及び適確な遂行能力